

**2026年度版
中小企業施策利用ガイドブック**

中小企業庁

中小企業庁では、中小企業者が施策を利用する際の手引書として、各支援制度の概要を紹介するガイドブックを作成しました。経営改善・資金繰り支援、海外展開などの各支援制度が掲載されています。



ガイドブック(PDF)
はこちら

問合せ 中小企業庁長官官房広報相談室
☎03-3501-1511(内線5161)

**令和7年
中小企業実態基本調査(速報)**

中小企業庁

中小企業庁では、令和7年(令和6年度決算実績)分の速報を公表しました。

本調査は、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等の実態を把握することを目的に、毎年実施しています。

速報の公表は6月下旬頃を予定しています。



調査結果(速報)

問合せ 中小企業庁事業環境部
企画課調査室
☎03-3501-1511(内線5241 ~ 5245)

**カスハラ対策・求職者に対する
セクハラ対策が義務化されます**

群馬労働局

改正法施行に伴い、カスタマーハラスメント(カスハラ)及びセクシュアルハラスメント(セクハラ)対策として、全事業者において下記の事項が令和8年10月1日より義務化されます。



厚生労働省サイト

●義務化される事項

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備

- ・事後の迅速かつ適切な対応
- ・そのほか併せて講ずべき措置

●特にカスハラ対策では

- ・毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ・特に悪質な場合の対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知するとともにその対処をできる体制を整備する など

●特にセクハラ対策では

- ・相談窓口をあらかじめ定め、求職者に周知する
- ・求職活動に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者と求職者に周知・啓発する など

問合せ 群馬労働局雇用環境・均等室
☎027-896-4739

◆商工中金金融相談所スケジュール
前橋支店 営業日の9:00 ~ 15:00

中央会メールマガジン
購読登録はこちらから



<編集後記>

◆本会の創立70周年記念式典にご出席いただきました皆様ありがとうございました。また、表彰の栄誉に浴された皆様、おめでとうございます。

◆雨傘が手放せなくなる時期を迎えます。商店街ぶらぶらさんぽではセキネ洋傘店を掲載、誌面でスポットライトを浴びた日傘も晴れの日には欲しくなることでしょう。

◆梅雨のイメージに隠れがちですが、6月は夏至があります。日差しの強さそのものは真夏並みとのこと、一足早い水浴びをしたくなるような日もあるかもしれません。

◆まだ木々に残る深緑と良く合う濃い青空など、6月の晴れた日には夏本番とはまた違った魅力があると思います。夏至当日が晴れて、浴衣でも着て出かけたいような夕方、じっくりと空の色の移り変わりを楽しめるようひっそりと願っています。(T・Z)